

禁野

〔伊呂波字類抄國郡〕禁野

〔類聚名物考地理二十〕禁野 玄めの 又標野 近江類字 大和 又山城

今案に、玄め野とは人に狩する事をいまして、御狩のためにすれば、やがてかくいへり、禁制の意なり、班固が西都賦に、命荊州使起鳥、詔梁野驅獸、毛群内闐、飛羽上覆、接翼側足、集禁林而屯聚云云といへる、この禁林すなはち禁野の事也、卜地を、ところを玄むると訓も、卜は玄むるなり、又標野と書も、標は玄るしのくひにて、落標をみをつくしと訓むに同じ、

〔和漢三才圖會河内十五〕禁野 天子遊獵地、停尋常殺生、故名禁野也、惟喬皇子狩于此、獲金色三足雉、以來成禁野今乃爲里之名

〔貞丈雜記鷹十五〕一禁野と云ハ河内國交野に禁野と云所あり、天子の御狩の地也、よのつねの殺生を禁制せらる、故禁野と云也、

〔西宮記臨時五〕一所々事

禁野 北野有別當少將 交野以百濟王爲檢校 宇陀野

〔禁秘御抄上〕一御膳事中

供御六府御贄供先例等、置御膳棚後付御厨子所、近代只直付御厨子所、禁野交野等鳥同之鷹飼食人進之、〔嵯峨野物語〕一代々の御鷹場ハ數十ヶ所なり、その所おほし、殊に宇多交野ノ御野と申すは、天皇の御鷹場のゆへなり、禁野と申ハ人をかよはせて、鳥をおほくふせをきて、雜人を禁せられし程に、禁野と申也、野の行幸あるべき野べハ、三年人を入られずなど傳承侍り、

〔日本紀略嵯峨〕大同四年七月丁未勅、自今以後、不得遊獵於大原、栗前野、水生、日根等野、

〔類聚三代格十二〕太政官符

應制狩諸國禁野事